

ブラッシュアップ研修・事前課題 1

設問 1 建築関係

(1) 事例 1

XはY市建築主事に対して建築確認申請をした（建築基準法6条1項）。建築主事は建築基準関係規定に適合しないことを理由として、Xの建築確認申請に対して拒否処分（以下「本件拒否処分」という。）をした（建築基準法6条7項）。

ア 本件拒否処分について不服があるXが、不服申立を行う場合、その相手方はどこになるか。

イ 本件において、Xは行政不服審査法に基づく審査請求を行わずに直ちに訴訟を提起することは可能か。

ウ 行政不服審査法に基づく審査請求と行政事件訴訟法による行政訴訟とを選択できる場合のそれぞれのメリットを考えなさい。

ウ アによる審査請求が棄却された場合、その後どのような手続が考えられるか。

(2) 事例 2

AはB市建築主事に対して建築確認申請をした（建築基準法6条1項）。しかしながら、B市建築主事からは2ヶ月以上経っても本申請に対して何らの応答もない。この場合、Aは誰に対して、どのような不服申立をすることができるか。

【資料 関係法令】

○建築基準法（抜粋）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第6条 建築主は、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合・・・その計画が建築基準関係規定（略）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。略

一～四 略

2, 3 略

4 建築主事は、第1項の申請書を受理した場合においては、同項第1号から第3号までに係るものにあつてはその受理した日から35日以内に、同項第4号に係るものにあつてはその受理した日から7日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。

5, 6 略

7 建築主事は、第4項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（略）内に当該申請者に交付しなければならない。

8, 9 略

（不服申立て）

第94条 建築基準法令の規定による特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関の処分又はその不作為についての審査請求は、行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁又は不作為庁が、特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員又は都道府県知事である場合にあっては当該市町村又は都道府県の建築審査会に、指定確認検査機関である場合にあっては当該処分又は不作為に係る建築物又は工作物について第6条第1項（略）の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に、指定構造計算適合性判定機関である場合にあっては第18条の2第1項の規定により当該指定構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせた都道府県知事が統括する都道府県の建築審査会に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、建築審査会に代えて、当該不作為庁が、特定行政庁、建築主事、建築監視員又は都道府県知事である場合にあっては当該市町村の長又は都道府県知事に、指定確認検査機関である場合にあっては当該指定確認検査機関に、指定構造計算適合性判定機関である場合にあっては当該指定構造計算適合性判定機関に対してすることもできる。

2 建築審査会は、前項前段の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日（略）から1月以内に、裁決をしなければならない。

3 建築審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、特定行政庁、建築主事、建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審査を行わなければならない。

4 第1項前段の規定による審査請求については、行政不服審査法第31条の規定は適用せず、前項の口頭審査については、同法第9条第3項の規定により読み替えられた同法第31条第2項から第5項までの規定を準用する。

第95条 建築審査会の裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。

○地方自治法（抜粋）

第255条の2 法定受託事務に係る次の各号に掲げる処分及びその不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に代えて、当該不作為に係る執行機関に対してすることもできる。

一 都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分 当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣

二 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の処分 都道府県知事

設問2 農地法関係

(1) 事例1 Aは、自己所有の農地(300アール)を賃貸住宅に転用したいと計画し、B県知事に対し、農地法4条の許可申請をした。この申請に対して、B県知事は不許可とした。

この処分に不満のあるAは、誰に対して不服申立(審査請求)をすることができるか。

(2) 事例2 Aは、自己所有の農地(300アール)をCに売却するために、B県にあるD農業委員会に農地法3条の許可申請をした。この申請に対して、D農業委員会は不許可とした。

この処分に不満のあるAは、誰に対して不服申立(審査請求)をすることができるか。

(3) 事例3 農業振興地域の指定を受けて農用地区域に用途区分された農地は原則として転用することができない(農地法4条6項1号イ、農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)17条)。そこでAは農用地区域にある自己の所有する農地を転用するために行政庁に対して当該農地について農業振興地区域から当該農地を外すための申し出(「農振除外申出」)をしたが、これが認められなかった。Aは行政不服審査法に基づいて不服申立てをすることを検討している。どのような問題点があるのかについて考えなさい。

【資料 関係法令】

○農地法(抜粋)

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

第3条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。略

(農地の転用の制限)

第4条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 略

二 国又は都道府県等(都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。)が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合

6 第1項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。

一 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合

イ 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)内にある農地

(市町村の定める農業振興地域整備計画)

○農業振興地域の整備に関する法律(抜粋)

(市町村の定める農業振興地域整備計画)

第8条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。

2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農用地等として利用すべき土地の区域(以下「農用地区域」という。)及びその区域内にある土地の農業上の用途区分

(農業振興地域整備計画の変更)

第13条 都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。略

2 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。

一 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

二 当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

三～五 略

(農地等の転用の制限)

第17条 都道府県知事及び農地法第4条第1項に規定する指定市町村の長は、農用地区域内にある・・・農地及び採草放牧地についての同法第4条第1項・・・の許可に関する処分を行うに当たつては、これらの土地が農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供されないようにしなければならない。

設問3 生活保護関係

【事例】

Y県A市の住民であるZは、生活に困窮していたことから、A市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に対し、生活保護法に基づき、保護申請をした。生活保護法24条5項本文によれば基本的には申請から14日以内に保護開始決定を義務付けている。しかしながら、処分庁は特別な理由がないにもかかわらず、申請をした日から14日を経過してもZに対して、何らの応答もなされていない。

この場合、Zは誰に対して、どのような不服申立をすることができるか。

【関係法令】

○生活保護法

（実施機関）

第19条 都道府県知事、市長及び社会福祉法（略）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

- 一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者
- 二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

2, 3 略

4 前3項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

（申請による保護の開始及び変更）

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。略

2 略

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。

5 第3項の通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。

6 保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第3項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

7 保護の申請をしてから30日以内に第3項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。

（審査庁）

第64条 第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処

分・・・についての審査請求は，都道府県知事に対してするものとする。

(再審査請求)

第66条 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若しくは第19条第4項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決・・・に不服がある者は，厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 略

(審査請求と訴訟との関係)

第69条 この法律の規定に基づき保護の実施機関又は支給機関がした処分の取消しの訴えは，当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ，提起することができない。

設問4 墓地関係

【事例】

宗教法人Aは、宗教法人法に規定された宗教法人で、同法の規定により登記された事務所を、約10年前からB市の区域内に有している。Aは、「墓地、埋葬等に関する法律」（以下「法」という。）第10条第1項に基づき、本件墓地の経営許可を得るため、本件条例に基づく必要な手続を開始した。

B市においては、法に基づく墓地経営許可の権限は、法第2条第5項に基づき、B市長が有している。Aは、周辺住民らに対して、本件条例第6条に基づく説明会（以下「本件説明会」という。）を開催した。本件説明会では、周辺住民らが出席し、本件土地周辺の道路の幅員はそれほど広いものではないため、墓参りに来た者の自動車によって渋滞が引き起こされること、供物等の放置による悪臭の発生並びにカラス、ネズミ及び蚊の発生又は増加のおそれがあることなど、生活環境及び衛生環境の悪化への懸念を示した。しかし、その後、Aは、本件墓地の設置に当たっては、植栽を行うなど、周辺の生活環境と調和するよう十分配慮し、また供物の持ち帰りを墓参者に促す注意看板を設置するなどの対策を検討するなどして、本件墓地の開設準備を進め、B市長に対して本件墓地の経営許可の申請（以下「本件申請」という。）をした。

他方、本件土地から約300メートル離れた位置にある土地には宗教法人Dの事務所が存在し、Dは、同所で約10年前から小規模な墓地を運営していた。Dは、本件説明会の開催後、本件土地において大規模な墓地の経営が始まることを知り、自己が運営する墓地の経営悪化や廃業のおそれがあると考えた。

また、本件土地から約80メートル離れた位置には障害福祉サービス事業を営む法人Eの事業所（以下「本件事業所」という。）が所在している。本件事業所は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定められた要件に適合する事業所で、短期入所用の入所施設を有しており、本件条例第13条第1項第2号の「障害福祉サービスを行う施設（入所施設を有するものに限る。）」に該当する。本件事業所は、定員に近い利用者が日常的に利用し、また、数日間連続して入所する利用者も見られた。

D及びEはB市長に対して、本件申請に対して許可をしないよう求める旨の申入れを行った。申入れの内容は、①本件墓地が大規模であるため、B市内の墓地の供給が過剰となり、Dの墓地経営が悪化し、廃業せざるを得ないこともあり得る。実際にDの墓地を含めて、B市内には複数の墓地があるが、いずれも供給過剰気味で、空き区画が目立つようになっている。②本件事業所が本件土地から約80メートル離れた位置にあり、本件条例第13条第1項の距離制限規定に違反する。③本件墓地の経営が始まることにより、本件事業所周辺において、本件説明会で周辺住民が指摘したのと同様の生活環境及び衛生環境の悪化が生じ、本件事業所の業務に無視できない影響を与える懸念があり、現に周辺住民による反対運動が激化している。というものであった。

B市長は、D及びEの申入れも考慮した上で、①本件墓地周辺の生活環境及び衛生環境が悪化する懸念から、周辺住民の反対運動が激しくなったこと、②Dの墓地を含むB市内の墓地の供給が過剰となり、それらの経営に悪影響が及ぶこと、③本件事業所が本件土地

から約80メートル離れた位置にあることの3点を理由に、本件許可申請に対して不許可処分（以下「本件不許可処分」という。）をした。

【設問】

Aが本件不許可処分の取消しを求めて不服申立てをした場合、Aは、本件不許可処分が違法であるとして、どのような主張を行うと考えられるか。

【参照法令】

○ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）（抜粋）

第1条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第2条 この法律で「埋葬」とは、死体（中略）を土中に葬ることをいう。

2, 3 （略）

4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けた区域をいう。

6, 7 （略）

第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 （略）

○ B市墓地等の経営の許可等に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による経営の許可等に係る事前手続並びに墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の設置場所等、構造設備及び管理の基準その他必要な事項を定めるものとする。

（墓地等の経営主体）

第3条 墓地等を経営することができる者は、原則として地方公共団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、B市長（以下「市長」という。）が適当と認める場合は、この限りでない。

（1）宗教法人法（中略）に規定する宗教法人で、同法の規定により登記された事務所を、B市（以下「市」という。）の区域内に有するもの

（2）墓地等の経営を目的とする公益社団法人又は公益財団法人で、登記された事務所を、市の区域内に有するもの

2 前項に規定する事務所は、その所在地に設置されてから、3年を経過しているものでなければならない。

（説明会の開催）

第6条 法第10条第1項の規定による経営の許可を受けて墓地等を経営しようとする者は、当該許可の申請に先立って、規則で定めるところ〔注：規則の規定は省略〕により、

墓地の設置等の計画について周知させるための説明会を開催し、速やかにその説明会の内容等を市長に報告しなければならない。

(経営の許可の申請)

第9条 法第10条第1項の規定による経営の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

2 墓地又は火葬場の経営の許可を受けようとする者は、前項の申請書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法人(地方公共団体を除く。)にあつては、その登記事項証明書

(2) 墓地又は火葬場の構造設備を明らかにした図面

(3) 墓地にあつては、その区域を明らかにした図面

(4) 墓地又は火葬場の周囲100メートル以内の区域の状況を明らかにした図面

(5) 墓地又は火葬場の経営に係る資金計画書

(6) (略)

3 (略)

(墓地等の設置場所等の基準)

第13条 墓地及び火葬場は、次の各号に定めるものの敷地から100メートル以上離れていなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 住宅

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(中略)に規定する障害福祉サービスを行う施設(入所施設を有するものに限る。)

(3)～(5) (略)

2 墓地及び火葬場は、飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。

(墓地の構造設備の基準等)

第14条 墓地には、次の各号に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根

(2) 雨水等が停滞しないようにするための排水路

(3) 墓地の規模に応じた管理事務所、便所、駐車場並びに給水及びごみ処理のための設備(墓地の付近にあるこれらのものを含む。)

2 墓地の構造設備については、植栽を行う等周辺の生活環境と調和するように配慮しなければならない。

○地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するもの

とする。

2 略

ブラッシュアップ研修・事前課題 2

〔設問 1〕

【事例】

Aは、大学を卒業して総合商社に勤めて20年になるが、商社という職業柄、多くの職業の人とのつながりがある。Aは大学3年生の就職活動の際に、商社という職業の内容について初めて知ったものであるが、今では、もっと以前から商社のことを知り、勉強しておけばよかったとの後悔を抱いている。

そこで、Aは、自分のそうした後悔を現代の若者に伝えるべく、半年ほど前から、仕事の傍ら、仲間数人とともに、社会貢献事業を行ってきた。

それは、さまざまな職業の詳細・実情を高校生に伝えることで、高校生のうちから自分の将来について具体的に考えてもらい、ひいては自己啓発を促進することを目的として、「キャリア体験授業」と称して、さまざまな業種の職業についての授業（具体的には、ある業界に精通した講師が高校生に対して当該業界の話しをしたり、当該業界の会社その他の団体を高校生が訪問したりするといった授業）を実施する、というものである。

Aらは、団体の形態としては、平成20年12月1日に施行された一般法人法に基づく一般社団法人の形をとり、「一般社団法人キャリア教育センター」との名称を称してきた。

そうした中、今般、公益性を世間一般にアピールし、税制上の優遇措置も受けられる公益法人法上の公益社団法人となるべく、行政庁たる内閣総理大臣に対して、同法上の公益認定申請（公益法人法4条）を行った。

Aは申請にあたり、公益法人法7条1項に従い申請書を作成し、同条2項に従い添付書類を添付して申請を行った。

【設例 1】

Aが申請書に必要な添付書類を添えて行政庁の窓口へ提出に赴いたところ、窓口担当者は、「とりあえず受け取るが、事業の内容が明確でないのでまだ受理したとはいえない」と言って申請書を正式に受理してくれなかった。この場合、Aは行政不服審査法上いかなる手段をとることができるか。

【事例 2】

事例1と異なり、担当者は本申請書を受理してくれたが、内閣総理大臣からは事業の内容が公益目的事業（公益法人法2条4号、別表9号）に該当しないという理由で、公益不認定処分が下された。

- (1) Aとしては、上記不認定処分に対し不満を持ち、是非「キャリア教育センター」を公益社団法人にしたいと考えている。上記不認定処分に対し行政不服審査法上いかなる手段をとることができるか。
- (2) (1) で選択した不服申立において、Aはいかなる主張をするべきか。主張するにあたってのポイントを検討しなさい。検討するにあたっては、【資料1 関係法令】
【資料2 公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（抜粋）】

を適宜参照すること。

【資料 関係法令】

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公益社団法人 第4条の認定を受けた一般社団法人をいう。

二、三 略

四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

（行政庁）

第3条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる公益法人の区分に応じ、当該各号に定める内閣総理大臣又は都道府県知事とする。

一 次に掲げる公益法人 内閣総理大臣

（略）

（公益認定）

第4条 公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。

（公益認定の基準）

第5条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。

二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三～一八 略

（公益認定の申請）

第7条 公益認定の申請は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。

一 名称及び代表者の氏名

二 公益目的事業を行う都道府県の区域（定款に定めがある場合に限る。）並びに主たる事務所及び従たる事務所の所在場所

三 その行う公益目的事業の種類及び内容

四 その行う収益事業等の内容

2 略

別表（第2条関係）

一～八 略

九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵かん養することを目的とする事業

【資料2 公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（抜粋）】

第1 公益目的事業のチェックポイントの性格

認定法第2条第4号に定める公益目的事業の定義は、A（学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業）であって、B（不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの）という構成をとっており、公益目的事業か否かについては、AであってBとなっているかを判断することとなる（別紙）。

このうちAの部分については認定法の別表各号で明示しているため、Bの部分、すなわち「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」という事実があるかどうかを認定するに当たっての留意点として、第2の1. に公益目的事業のチェックポイントを掲げる。

第1 略

第2 「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の事実認定に当たっての留意点

1. 事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント

以下、事業の特性に応じた（1）～（17）の事業区分ごとに、公益目的事業のチェックポイントを掲げる。

（4）体験活動等

ここでいう「体験活動等」は、公益目的のテーマを定め、比較的短期間の体験を通じて啓発、知識の普及等を行う事業のことである。・・・公益目的事業としての「体験活動等」は、公益目的として設定されたテーマについて体験を通じた啓発・普及活動を趣旨としている必要がある。したがって、本来の公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか等に着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

①当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる

目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。

②公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。

（例：テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか）

③ 体験活動に専門家が適切に関与しているか。

〔設問 2〕

【事例】

R 県 S 村は全国でも有数のゆう出量を誇る温泉地であることから、X は、同所にある自己所有地で温泉をゆう出させる目的で、A 行政書士に依頼した上で、R 県知事に対して、温泉法 3 条 1 項に基づく温泉掘削の許可申請をした。ところが、知事は、R 県自然環境保全審査会の意見も聴いたうえで、「本件許可申請の掘削場所は、既設泉源と近距離にあり、既存の温泉のゆう出量あるいは温度に影響を及ぼすおそれがあるため、温泉法 4 条の規定に基づき不許可とするものである」との理由で、不許可処分を行った。

X から依頼を受けた A 行政書士がさらに調査したところ、知事の不許可処分は、R 県自然環境審議会が定めている「温泉関係許可基準内規」（以下「本件内規」という。）に従ったものであることがわかった。すなわち、本件内規では、「今後の掘削申請のきよかにあたっては、既存の温泉から少なくとも 100 m の距離を置くこと」と定められており、X の申請場所は、既存の温泉から 65 m の距離にあるところから、本件内規を機械的に適用して不許可とされたものであった。また、この件を審議する自然環境保全審議会は持ち回り会議の形式で開かれていたことも判明した。そこで X は、本件不許可処分の取消しを求めて不服申立てをすることとした。

【X の主張】

X の不服申立てにおける主張は以下のとおりである。

- ①そもそも距離制限は既存温泉業者を保護するものであって、温泉法の目的を逸脱しており、本件に適用する限りで違法である。
- ②仮に距離制限が一般的には妥当であるとしても、温泉を採取する地層・水脈が同じ場所と異なる場所とでは既設泉源に与える影響は異なるはずであり、このような個別別的考慮をせずに機械的に本件内規の距離制限を適用した処分は違法である。
- ③本件許可においては自然環境保全審議会の意見を聴かなければならないところ、持ち回り会議として行われた審議会は会議の実質を欠くために意見を聴いたことにはならず、それゆえに違法である。

【Y の反論】

本件不服申立て後に、R 県で改めて調査してみると、本件申請と既存泉源は同じ地層・水脈に属していることが分かった。

そこで、R 県は X の不服申立てに対して弁明書を提出した。R 県は弁明書において、X の主張に対して以下のような反論をした。

- ①について
 - i) 温泉法 4 条 1 項 3 号は、「公益を害するおそれがあると認めるとき」不許可となり得ることを認め、その「公益」の判断において、知事に一定の裁量を認めているが、その裁量は温泉法の目的の範囲内で適切に行使されるべきである。本件内規は、知事に認められた裁量の範囲内で定められたものである。
 - ii) 掘削場所が既存の温泉と近ければそれだけ温泉ゆう出量や温度に影響を及ぼすこ

とは経験的にもいえることであり、自然科学的合理性を有することから、本件審査基準は、温泉法お目的の範囲内で、合理的根拠をもって制定されたものである。iii) 本件内規の距離制限は温泉保護のために定められたものであって温泉業者の保護を目的としたものではない。

②について

i) 審査基準が合理性を持っている以上、これを機械的に適用して不許可とした処分には違法性はない。個別的な審査の手間を省いて事例を平等に取り扱うことこそ審査基準を定めた趣旨である。

ii) 本件不服申立て後の調査で同一地層・水脈にあることが確認されているので、本件で内規を一律適用したことに不合理はなく、本件不許可処分は知事に認められた裁量の範囲内で行われた適法な処分である。

③について

i) 温泉法32条は自然環境保全審議会の「意見を聴かなければならない」と定めているが、審議会の開催形式については特に定めがない。本件では持ち回り会議とはいえ、審議会の意見を聴いており、温泉法32条に違反しない。

ii) 持ち回り会議とはいえ、資料を示した上で、個々の委員の意見を聴いて結論を出しており、実質的に審議会の意見を聴いたとすることに何ら問題はない。

iii) 本件では、本件内規を適用して不許可処分となることが明らかな場合であるから、仮に審議会の持ち方に不備があっても、その手続的瑕疵は、不許可という結論を左右せず、不許可処分を違法とするものではない。

【設問】

R 県の弁明書中の反論に対して、X はどのような再反論をするべきか検討しなさい。

【資料 関係法令】

○温泉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。

2 この法律で「温泉源」とは、未だ採取されない温泉をいう。

（土地の掘削の許可）

第3条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利

を有する者でなければならない。

(許可の基準)

第4条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
- 二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。
- 三 前2号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 四 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者であるとき。

五、六 略

2 都道府県知事は、前条第1項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。

3 略

(審議会その他の合議制の機関への諮問)

第32条 都道府県知事は、第3条第1項、第4条第1項・・・の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法（略）第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

○自然環境保全法（抜粋）

(都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第51条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法（略）・・・の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。

3 第1項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

〔設問3〕

【事例】

Y県Z市内において産業廃棄物処理施設の設置を企図したX社の代表者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）14条6項に基づく産業廃棄物処分業の許可及び同法15条1項に基づく産業廃棄物処理施設設置の許可を得るため、まずは、それらの許可権者であるY県知事を昨年4月17日に訪問し、事業の概要を説明した。これに対し、Y県知事は、「Y県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」（以下「本件要綱」という。なお、本件要綱は法令に基づいて策定されたものではなく、Y県が独自に策定したものである。）に基づき、X社の代表者に対して、Z市に事業計画を説明すること及び同市の内諾を得ることを指示した（本件要綱3条4項）。これ以降、X社の計画は地元住民の知るところとなり、昨年8月までの間に、Z市議会、Z市長、Z市内の地元自治会をはじめとして、Y県議会、Y県の諸市町村議会がX社による事業計画に反対の意思を表明した。一方、X社の代表者は、昨年9月4日、甲県知事のもとに事前協議書を持参し、本件要綱4条に基づく事前協議に入るよう要請したが、Y県知事は、未だ住民の理解を得られていないことを理由に、事前協議書を参考資料として預かるにとどめ、事前協議には応じなかった。

その後、X社の代表者は、複数回にわたり、Y県知事に対し、事前協議に入るよう要請すると同時に、X社がその都度用意した事前協議書を正式に受領するよう要請したが、Y県知事はこれに応じようとせず、本年3月18日には、昨年9月4日に提出されていた事前協議書をX社に返戻した。また、X社の代表者は、Y県知事への働きかけと並行して、複数回にわたり、Z市の担当部署を訪問して、内諾を得ようとしたが、地域住民の反対があることを理由に、Z市はX社の計画を認めようとしなかった。そこで、X社は、地元住民の理解を得るため、本年3月26日、事業説明会を開催したが、地元住民は集団で欠席し、誰一人として説明会に参加しなかった。その後、X社の代表者は、再びY県知事のもとを訪れ、事前協議書を正式に受領するとともに、事前協議に入るよう要請したが、Y県知事はこれに応じず、Z市にあっては、X社からのアポイントの求めも拒否した。

X社は、このような経緯からするとY県知事が事前協議に応じない方針であると考え、事前協議を断念し、直ちに産業廃棄物処分業の許可及び産業廃棄物処理施設設置の許可の申請をすることにした。そこで、X社の代表者は、本年4月12日、Y県知事のもとを訪れ、許可申請書を提出するとともに、X社としてはもはやこれ以上要綱に基づく指導には服従しないので直ちに許可申請書を受領してほしい旨の文書を提出した。これに対し、Y県知事は、X社が地元住民の理解を得る努力を十分しているかどうか、その成果が得られたかどうか問題があるとして、許可申請書を受領を拒否し、6か月を経過した本年10月31日になっても何らの応答もしていない。

このようなY県知事の対応に憤慨したX社の代表者は、不服申立てを考えている。

【問題】

X社の代表者から相談を受けた立場（相談日は本年11月1日時点とする）で、X社としてはどのような主張をすべきか検討せよ。

なお、産業廃棄物処分業の許可については60日、産業廃棄物処理施設設置の許可については100日が標準処理期間（行政手続法6条）として定められている。

【資料1 関係法令】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2～4

（市町村の処理等）

第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分・・・しなければならない。

2～7 略

（一般廃棄物処理業）

第7条 略

2～5 略

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。略

7～9 略

10 市町村長は、第6項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三～四 略

11～16 略

（事業者及び地方公共団体の処理）

第11条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

（産業廃棄物処理業）

第14条 産業廃棄物・・・の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域・・・を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。・・・

2～4 略

5 都道府県知事は、第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 略

ロ ……暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者……

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。……

7～9

10 都道府県知事は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと

11～17 略

(産業廃棄物処理施設)

第15条 産業廃棄物処理施設……を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～6 略

(許可の基準等)

第15条の2 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

三 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

2～5 略

○Y県行政手続条例(抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法令 法律，法律に基づく命令（告示を含む。），条例及び規則・・・をいう。
- 二 条例等 条例及び規則をいう。
- 三 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- 四 申請 条例等に基づき，行政庁の許可，認可，免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって，当該行為に対して行政庁が許諾の応答をすべきこととされているものをいう。

五～六 略

- 七 行政指導 県の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導，勧告，助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

八 略

（適用除外）

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については，次章から第4章までの規定（下記第31条の規定を含む）は，適用しない。

一～六 略

- 七 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（双方を名あて人とするものに限る。）及び行政指導

八～一〇

（申請に関連する行政指導）

第31条 申請（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に基づくものを含む。）の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては，行政指導に携わる者は，申請をした者が当該行政指導に従う意思がない旨を明確に表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請をした者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

【資料2 Y県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（抜粋）】

（事業者等の責務）

第3条 事業者等は，産業廃棄物処理施設の設置等及び産業廃棄物の処理を行うに当たっては，法その他関係法令で定める諸基準のほか，この要綱に定める諸基準を遵守しなければならない。

2～3 略

- 4 事業者等は，産業廃棄物処理施設の設置等に当たっては，事前に関係市町村に計画の概要を説明するとともに，地域住民等に説明会を開催し，その理解を得るようにしなければならない。

5～6 略

（事前協議）

第4条 事業者等は，産業廃棄物処理施設の設置等を行うとする場合には，・・・法第1

4条第6項・・・，法第15条第1項の規定による許可・・・の申請・・・を行おうとする前に，あらかじめ，産業廃棄物処理施設設置等事前協議書を知事に提出し，協議しなければならない。